

保護者 様

徳島県立鳴門高等学校長

## 学校感染症による出席停止について

学校保健安全法施行規則第18条・第19条により、学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間が定められております。この度のお子様の疾患はこの学校感染症に該当しますので、医師の指示に従い治療と休養をお願いします。登校の再開は医師の指示に従ってください。

登校再開後は次の「登校許可証」を医師に記入していただき担任まで提出してください。登校再開後1週間以内をお願いします。なお出席停止期間は欠席の扱いにはなりません。

学校において予防すべき感染症の種類	
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト ラッサ熱 マールブルグ病 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 中東呼吸器症候群 特定鳥インフルエンザ
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く） 百日咳 麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風しん 水痘（水ぼうそう） 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎 新型コロナウイルス感染症
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症（状況によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症で、例としてはマイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、流行性嘔吐下痢症など）

主治医の先生へ

徳島県立鳴門高等学校長

学校保健安全法第19条により、学校において予防すべき感染症と診断された場合は出席停止の措置をとることになっております。また、登校再開については医師の指示に従うこととなっておりますので、お手数をおかけしますが登校許可証にご記入いただきますようお願いいたします。

### 登校許可証

年 番 氏名

1 診断名 \_\_\_\_\_

2 治療期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3 上記の者は、 月 日より登校して差し支えありません。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印